

○過労運転に係る自動車の使用制限命令

(第 75 条の 2 第 1 項)

処分基準

令和 5 年 3 月 16 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 75 条の 2 第 1 項
処分の概要	過労運転に係る自動車の使用制限命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法施行令第 26 条の 7(自動車の使用の制限の基準)
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	交通部交通指導課企画指導係
決裁区分等	交通部交通指導課長

別紙

[別紙参照]